



# SuMi TRUST年金ニュース

(平成30年1月23日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 非継続基準抵触に伴う特例掛金（積立比率方式） の算定方法の選択肢の拡大

平成30年1月22日、非継続基準抵触に伴う特例掛金の算定に関し、「規制改革ホットライン」で受け付けた提案及び所管省庁からの回答（※）が内閣府から示されました。

（※） [http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/siryou2/29\\_kousei.pdf](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/siryou2/29_kousei.pdf)  
受付番号290929037「確定給付企業年金の非継続基準の財政検証及び掛金抛出現の基準の見直し」

確定給付企業年金制度の非継続基準抵触に伴う特例掛金（積立比率方式）の算定方法のうち、翌々年度に特例掛金を抛出する場合の「翌年度における最低積立基準額の見込額」の算定における最低積立基準額の算定に用いる予定利率（以下、単に「予定利率」という。）に係る取扱いが見直されたものであり、具体的には以下のとおりです。

#### ➤ これまでの取扱い

翌年度の予定利率が判明していない場合：当年度の予定利率を用いて算定

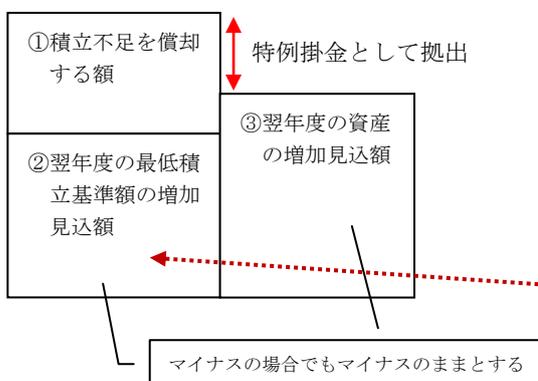
翌年度の予定利率が判明している場合：翌年度の予定利率を用いて算定

#### ➤ 今後の取扱い

翌年度の予定利率が判明していない場合：当年度の予定利率を用いて算定

翌年度の予定利率が判明している場合：翌年度の予定利率を用いて算定するほか、当年度の予定利率を用いて算定することも妨げられない

#### ◆ 特例掛金の計算イメージ（積立比率方式、翌々年度抛出現の場合）



②の算定において、翌年度の予定利率が判明している場合であっても、当年度の予定利率を用いて算定することも妨げられないとの見解が示されました。  
(昨今のように予定利率が低下している局面においては、当年度の予定利率を用いた方が②は小さくなります。)

<その他補足>

- ・今回の見直しは、特例掛金の抛出差務の下限が引き下がらるものであり、従来の算定方法による特例掛金の抛出を行うことも差し支えありません。
- ・積立比率方式による非継続基準抵触に伴う特例掛金を翌々年度ではなく翌年度に抛出する場  
合については、特例掛金の算定方法に変更はありません。
- ・回復計画方式による非継続基準抵触に伴う特例掛金については、従前より、当年度の予定利  
率及び翌年度の予定利率のいずれの利率も使用可能であり、変更はありません。
- ・非継続基準抵触に伴う特例掛金の算定方法は、継続的に採用することが望ましいとされてお  
ります。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595